

令和3年3月定例会

文教厚生委員会記録

開催日時 令和3年3月16日（火曜日） 午前10時から

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第2号  
有田市国民健康保険条例等の一部を改正する条例  
議案第3号  
有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
議案第4号  
有田市介護保険条例の一部を改正する条例  
議案第5号  
有田市社会体育施設条例の一部を改正する条例  
議案第9号  
有田市子ども医療費の支給条例の一部を改正する条例  
議案第10号  
有田市民体育館空調設備整備基金条例を廃止する条例  
議案第11号  
有田市手話言語条例

出席者

出席委員 上山寿示委員長・上野山善久副委員長  
浜口元司委員・福永広次委員・堀川 明委員  
中谷桂三委員・小西敬民委員

生駒三雄議長

当 局

市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長  
馬倉三喜市民課長・石井哲也生活環境課長・  
松村尚彦福祉課長・南村尚史福祉相談室長  
桃井克博健康課長・森川高行健康課主幹  
若松伸行高齢介護課長・上野山 緑市民係長

宮崎仁美生活環境係長・山野 章清掃センター長  
吉野有美子ども係長・竹中みのり障害福祉係長  
田中育美保険年金係長・福田典久介護保険係長

総合行政委

員会事務局 大谷せつ子局長

教育委員会 谷輪吉伸教育次長・伊藤正人教育委員会参事  
嶋田実明生涯学習課長・児嶋利樹社会体育係長

水道事務所 江川敦夫水道事務所長・北野宏幸水道課長

市立病院 神保佳紀事務長・石井絹代庶務課長

議会事務局 田中 聡局長・福永康一次長・大谷真也書記  
開 会

○上山委員長： 開会挨拶

○宮崎部長： 議案第2号  
有田市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。  
ご質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

○桃井課長： 議案第3号  
有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。  
ご質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

○若松課長： 議案第4号  
有田市介護保険条例の一部を改正する条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。  
ご質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

○嶋田課長： 議案第5号  
有田市社会体育施設条例の一部を改正する条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。  
ご質疑ありませんか。

○中谷委員： 一覧表内で4分の1面の冷暖房の利用料の設定は無いような表記になっていますが、条例の標記はこのままで、4分の1面の利用でも、実際に冷暖房機を利用したときは、利用料を徴収するという理解でいいですか。

○嶋田課長： 「4分の1面」の利用者から、冷暖房機の利用の申出がある場合は、「全面」利用か「2分の1面」利用の料金をいただくことになると思います。

○上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○上野山副委員長： 冷暖房機は「4分の1面」だけ稼働させるということが可能ではありませんでしたか。

○嶋田課長： 冷暖房機の「4分の1面」だけの稼働は可能ですが、温度の上がり方等総合的に考えると、料金をいただいて「4分の1面」の冷暖房の利用というのは難しいということで、どうしても使いたい場合は「2分の1面」の冷暖房を使っていただくこととなります。

○上野山副委員長： 「4分の1面」だけという機能は元々不用であったということですか。

○嶋田課長： メンテナンス等を考慮しまして、4系統に分けました。そうしたことによって、「4分の1面」だけを稼働させることは可能ですが、実際使用するには難しいかなということです。

○上野山副委員長： 「4分の1面」では難しく「2分の1面」では可能ということですが、本当に「2分の1面」で可能でしょうか。体育館には間仕切り等はなく、一つの空間になります。半分だけ冷やす、あるいは温めて、残

りを常温にするというのは難しいと考えます。冷気や暖気は逆の方に流れてしまって、「4分の1面」だけ使っても「全面」を稼働させなければいけないという事態にもなりかねないと捉えてしまいますが、その辺りはどうですか。

○**児嶋係長**： 体育館には間仕切りがないので、空気が流れるということは一部ございます。工事は完了しております、1月21日、22日、25日と3回試運転をしております。利用区分ごとで温度の上昇具合のチェックをいたしました。「2分の1面」の使用については問題のない温度の上昇が確認できましたので、このような設定にいたしました。

○**上野山副委員長**： その試運転というのは、市の担当者の立ち合いであったと思いますが、その前に業者だけで試運転をされています。私はその時立ち合いをさせていただきました。パネルで温める（遠赤外線の感じですね。）それと温風とでという説明でしたが、時間がたてばパネルの方が温まる効率がよく、温風は家庭にあるような冷暖房機のようなものという説明であったと思います。送風口から離れたところに立ってみましたが、言われれば暖かいのかなと感じました。効果はあるのかなと感じたわけですが。その時の説明でも、「4分の1面」でも大丈夫ですと業者の方は言っていたと思います。「4分の1面」が駄目で、「2分の1面」なら可能という判断がよく理解できないのもう一度説明願います。

○**児嶋係長**： 暖房の試運転のデータをご紹介します。1時間の「全面」稼働で6.6℃の上昇。体感的にも、他の施設と比較しても十分な数字です。1時間の「2分の1面」稼働で4.9℃の上昇。これも体感的にも設備的にも問題のないことを確認しております。1時間の「4分の1面」稼働で1.9℃の上昇ということで、暖かい空気が他のところに逃げていくこともあり、使用は可能ですが、料金をいただいているにもかかわらず、効果がないことで、利用者とのトラブルを避けたいということもあり、利用部分が「4分の1面」であって冷暖房機を使いたい方には、「2分の1面」の冷暖房を利用させていただく運用にしたいということでございます。

○**上野山副委員長**： 運動していない状況での試運転の結果は分かりました。「2分の1面」の使用で約5℃上がるのであれば、可能かなとは思いますが。運動するわけですね。そうすれば対流が起こる。そのような状況での検証はされていませんね。これは実際にやってみないとわからないところがあります。その際に一番怖いのは、温度が上昇しても、感じ方は個人の感覚なので、利用部分が「4分の1面」の方が冷暖房機を「2分の1面」使ったところで、クレームがくるのは想定されると思います。そんな時の対応マニュアルはできていますか。

○**児嶋係長**： 現在のところ、トラブルに係る対応マニュアルの作成はしてお

りません。実際稼働するのは夏前からになると思いますが、指定管理者の方と打ち合わせを行いながら、運用については検討していきたいと思っています。

○上野山副委員長： 初めての試みになりますので、想定問答も深く突っ込んで考えられる範囲をすべて網羅できるようなものにしていただいて、次々想定外のことが出てくるかと思いますが、その対応も迅速に、土日も開館しているので、激しいクレームの場合はどうするのかということも含めて、十分検討されますようお願いしたいと思います。

○上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

○松村課長： 議案第9号  
有田市子ども医療費の支給条例の一部を改正する条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○中谷委員： 中学校から高校までということで、15歳から18歳ということはおわかりますが、スタートするタイミングが保育園児というか就学前の子どもも含まれてるのか、前の小中のときは、小中ということで何年か前に医療費が無料になったと思うんですよ。スタートは何歳を考えられていますか。

○松村課長： 今回、あげさせていただいている条例は、子ども医療費になりますけれども、乳幼児医療費ということで、ゼロ歳から6歳、就学前まで対象となっておりまして、基本的にはゼロ歳から18歳まで無償になるとお考えいただけたらと思います。

○中谷委員： はい。その件は了解しました。条例をするまでに今回は、和歌山県下では御坊市に続いて有田市ということで、かなり保護者の方は、喜んでいらっしゃることは喜んでおります。あと、これとは関係ないかもしれませんが、16歳から18歳までの子どもに対して、例えば、ひとり親とか生活保護の方に対しては、今までも無料だったのか、今回のこれで適用されるのか、そのへんのことはどうなっているのか教えてほしいです。

○松村課長： 基本的には、子ども医療費につきましては市の単独事業でございまして、優先して助成が受けられる部分についてはそちらの制度を優先

していただくということになります。生活保護もそうですし、今おっしゃっていただいたひとり親家庭の場合につきましては、そちらをまず優先的に対象としていただくということになります。

- 中谷委員：　そういう適用をされていたのかということを知りたいんです。今まで生活保護とかひとり親でも医療費はかかっていましたが、これで適用されるようになるのか、その基本的なことを教えてほしいです。
- 松村課長：　例えば、生活保護の方でしたら、生活保護で対象になりますので医療費はかかっておりません。また、ひとり親世帯で受給者証を発行されている方につきましては、これまでも無料でございますので、今回のこの制度で新たに対象になるということとはございません。ただ、ひとり親で受給者証を発行されていない世帯につきましては、今回の子ども医療費の対象になります。
- 中谷委員：　了解です。
- 上野山委員：　1ページの真ん中あたり、この条例において子どもは…というところの括弧のところ「規定する乳幼児」というのはゼロ歳から6歳と先ほどお聞きしました。「婚姻している者」18歳未満でも婚姻している方はいらっしゃいますので。そして「婚姻したあとで離婚している者」というのはたぶん届け出をしていればわかると思いますが、その間の「婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」というのは、同棲しているとかということだと思いますが、それは把握できるんですか。
- 松村課長：　正直、なかなかこちらとして把握しづらいところもありますけれども、万が一そういう実態を把握できた場合、除外とさせていただくということで考えてございます。
- 上野山委員：　積極的にできないですよ。18歳の子どもまでというので、そこはわかるので皆さん無料にするんだけれども、どういった方法でこれを把握するのか非常に理解できません。今言ったみたいにわかればという話ですが、変な話、たまたま近所に住んで、あの人同棲してるからというのは、それが同棲なのか、たまたま遊びに来てるのか、これもまたわからない話で、条例に書くにあたって、ものすごく不安定要素がある言い回しというか、限定だと思うんですけども、そこらへんはどうお考えでしょうか。
- 松村課長：　確かに、委員ご指摘のとおり、なかなかその把握実態は難しいというものでございます。そうした中で、今もうすでに18歳までに年齢を引き上げられているようなところ、御坊市さんをはじめ近隣有田郡市なんかでもございます。そういったところも、こういう事実婚にある方については除くというふうなことをしておりますので、ある程度、有田市としましては他市の状況を踏まえ、判断をさせていただいたというところでございます。
- 上野山委員：　他市はどのような把握の対策を取られているかというのは今、

ご紹介いただけますでしょうか。

- 松村課長： 申し訳ございません。今、現実どういった調査をされるのかというところまでは把握できておりません。
- 上野山委員： 他市がやっているから、他市が書いているからということだけのことで、ここに書いたという今のお話でしたが、非常に危ない話だと思います。他市が書いていれば何でも書くのか、と逆に捉えれば考えてしまいます。悪いものであれば、別に他市が書いていても除けばいいだけの話であって、ここの表記の仕方をもう少し考える余地があるんじゃないかなと私は議員の立場としては思います。要は先ほど言いましたように、事実婚が非常に曖昧な話であって、まあ言えば、わかった人に対しては補助しないけれども、まったくわからなければ補助します、という話は非常に不公平に感じてしまうんですが、その辺はいかがでしょうか。
- 松村課長： 基本的には、婚姻をされた段階で成年に達すると民法ではそういうふうな解釈となっておりますので、その時点で親の親権から外れるということで、この医療費につきましては、あくまでも保護者に対して補助するというものでございますので、やはりこの部分については事実婚であってもその段階で婚姻状態であるということでございますと、親権から外れるということでございますので、市としましてはその事実関係が非常に把握しづらいところであるんですけれども、そういった実態を把握できたときには、やはりそういった方を除外していきたいと考えているところでございます。
- 上野山委員： 思いはわかりますが、条例として、今、お話しいただいたような説明で納得できるかというのと、私個人、一議員としては納得できないというところがございます。ということだけ申し添えて、私の質疑は終わります。
- 小西委員： 今の議論を聞いて、ひとつは申請主義というのがこの自治の基本でございます。申請したらいいかという判断はそれなりの分別のついた人はできるであろうと。それから今、上野山委員が言ったように、1パーセントもしくはどれだけかわからない、他市というのは御坊市しかないんですよ。ですから、そういう点では先駆的に決めた話の中身なので、より細かくというこういう点はよくわかりますが、総論的には市民の利益供与ということで、行政が共助の立場でものを進めている。こういう点では一歩前進だし、今の経済事情を考えると特に高校生、アルバイトしながら親を助けながらという、こういう時代背景を考えると大変、一歩前進という気がします。ですから、ジャッジする問題はもっとあると思います。それに実績を重ねていくということが今後、報告されるというふうに思いますので、まあ、一歩前進ということで、ジャッジする問題あるよ。こういうことで取り組みを強化してください。

○上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

○嶋田課長： 議案第 10 号

有田市民体育館空調設備整備基金条例を廃止する条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

○松村課長： 議案第 11 号

有田市手話言語条例の説明

○上山委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○中谷委員： この条例は素晴らしいし、初めて議場で、手話通訳の方の姿を見て、かなり画期的かなと感じております。この議案の提出に至った経緯と、県下でこのような条例を制定しているところを教えてください。

○松村課長： 経過ということで平成18年に障害者権利条約が採択され、その中で、手話を言語含むと明記されまして、平成23年には障害者基本法が改正され、その中で言語には手話を含むということが明記されております。その後、全国的にこのような手話言語条例が制定されております。県下の状況ですが、現在13市町が、このような条例を制定していると聞いております。市におきましては7市でございます。

○中谷委員： 了解しました。市はもちろんです、「市民の役割」と記載されていますが、可決後には実際どのような場面でこの条例を適用するのか考えられていますか。

○松村課長： 市の行事やイベント等ありますが、現状では各担当と議論はしておりません。可決後はまず、市の中で、手話通訳を必要とする行事やイベントをある程度決めていきたいと思っております。また、福祉の立場で言い



ますと、障害者の方が参加されるような、障害に関する講演会等のイベントにつきましても、派遣をしていきたいと考えているところです。

○中谷委員： 6条と7条で「事業者」や「学校」と明記されていますが、ろう者がおられる場合に、朝礼等で手話通訳の方を同席させなさいとは強制はできないと思いますが、そのことも含めて今後の検討課題となるのですか。

○松村課長： 事業所に対しましては、ろう者の方が利用しやすい環境を作ってくださいということが重要であると考えておりますので、事業所に対してはそのような広報、啓発をしていきたいと考えております。学校につきましては、生徒たちに手話に対する理解を深めていただけるような取り組みができればと考えているところです。

○上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○小西委員： 条例の制定とともに、聴覚障害者が、そこで働くことができる環境を作るという。これが福祉の観点で言えば、視覚、聴覚、肢体いろいろあると思いますが、言語として市が弱かったところです。平成18年からもう14年も経過しています。こういう機運が起こったときに、まず職場の環境と市が何を率先してするかと言えば、手話サークルを作りますとか、それに講師を呼びますとかという中身を同時に考えてほしい。プロを呼んでくるのは誰にでもできます。市民が条例を元に世論情勢に何が必要かというあたりは、是非前に進めてほしい。「絵に描いた餅」で終わらせたら絶対に駄目な世の中なので、そういう点を要望します。

○松村課長： 市民の皆さん方に、手話に対する理解を深めていただくということも重要であると考えております。現在も手話教室ということで、手話に親しんでいただく取り組みをしておりますが、令和3年度の予算案をご承認いただけましたら、更に一步進んだ感じで、手話奉仕員養成のための手話講座といったものも実施していきまして、より手話に対する理解を深めていくような取り組みをしていきたいと考えているところです。

○上山委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○上野山副委員長： 4月1日から施行するにあたり、場面もこれから検討するというところで、非常に遅いという感じがしています。この前も来ていただいた手話通訳の方はボランティアだと聞いていますが、今後進めていくにあたり、非常に活躍の場がふえると想定されますが、ボランティアと言っても全く費用は発生しないのか。1回につき幾らとかは決めていますか。

○松村課長： 前回議場にお越しいただいた手話通訳の方につきましては、ボランティアではなく、福祉課から費用を支出しております。

○上野山副委員長： 市民サークル等のボランティア方ではなく、プロの方ということですか。

○松村課長： 手話通訳をされる方ということで、費用が発生してございます。

- 上野山副委員長：　今回は費用が発生したということですね。今後広く手話通訳の方が必要とされて、活躍していただくということもこの条例の中には入っているとは思いますが、その時は、ボランティアでお願いするのか、市が1時間当たり幾らと決めてしまうのかどちらでしょうか。
- 松村課長：　市主催の事業でありますと、手話通訳の方が必要かどうかの判断はさせていただきますが、基本的に市の主催事業であれば、市の負担でと考えております。
- 上野山副委員長：　誤解を招く発言をしますので、先に条例に関しては、素晴らしいものであると思っていることを先に申し上げておきます。条例に関して、提案理由の文言で「誰もが手話により心を通わせあい、互いを理解し尊重しあう共生社会を目指すため、本条例を制定しようとするものである。」と書かれております。手話ありきで書いていますが、これだけを読むと、凄く手話を推し進めていって、あたかも小学校の一コマで手話を習わせる。市民の方は手話も言語なので、積極的に手話を習いなさいよという強いイメージで捉えるんですね。第5条から第7条では「努める」という言い回しになっていて、非常に弱いイメージの文言になっています。頭のところで強い意思を表しているにも関わらず、実行するところになれば、弱い表現になっているというのは、全体を通して違和感がありますが、どのような考えでこのような記載にされているのですか。
- 松村課長：　手話に対する理解を深めていただいて、取組としましては、そこまで義務付けるものではなく、それぞれの立場で努めていただきたいというところ です。
- 上野山副委員長：　答弁が難しいということは承知の上で質問しました。提案理由の想いと、4条のところの想いですね。4条も非常に重く書かれていますが、そこの想いを少なくとも市役所の職員の方は、隅々まで十分共有していただいて、様々なところで活用いただく。市民には努めていただきたいという表現にはなりますが、そこは市役所のそれぞれの職員の方が、熱い思いを持っていろいろこのことに関しても共有の思いを持ってやっていただくようお願いしたいと思います。
- 上山委員長：　ほかに御質疑ありませんか。
- 委員：　なし。

質疑終了　採　決　　（　可　決　）

閉　　会　　午前11時03分